

新旧対照表 電気供給約款【低圧】令和7年7月1日実施

旧	新
7 供給契約の成立および契約期間 (1) (省略) (2) 契約期間は、<u>次によります。</u> イ 契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 ロ 契約期間満了日の15日前までに当社またはお客様のいずれかから供給契約の終了または変更の申出がない場合は、契約期間満了後も、1年ごとに同一条件で更新いたします。 38 供給契約の変更 お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、6（供給契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、<u>契約種別、契約電力等</u>の変更を希望される場合、その契約は、お客さまの変更の申出にもとづく、当社と当該一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日を含む計量期間等の翌月の計量期間等の始期に変更されるものといたします。 (新規追加)	7 供給契約の成立および契約期間 (1) (省略) (2) 契約期間は、<u>供給契約が成立した日から、解約により供給契約が消滅する日までといたします。</u> (削除) (削除) 38 供給契約の変更 <u>(1) お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、6（供給契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、<u>電気契約種別、付帯契約種別および契約電力等</u>の変更を希望される場合、その契約は、お客さまの変更の申出にもとづく、当社と当該一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日を含む計量期間等の翌月の計量期間等の始期に変更されるものといたします。ただし、当社と当該一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きを要さない場合は、当社が所定の手続きを完了した日を含む計量期間等の翌月の計量期間等の始期に変更されるものといたします。</u> <u>(2) 電気契約種別を変更した場合、新たな電気契約種別の適用開始の日以降1年目の日まで、原則として他の電気契約種別に変更することはできません。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。</u>

新旧対照表 電気供給約款【低圧】令和7年7月1日実施

旧		新	
40 お申し出による供給契約の終了 (1)～(2) (省略) (3) お客さまが供給開始日以降1年目の日までの期間内に、供給契約を終了しようとする場合は、当社は、別表7(手数料等)に定める解約事務手数料を、供給契約の終日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。		40 お申し出による供給契約の終了 (1)～(2) (省略) (削除)	
附則		附則	
1 実施期日 本約款は、 <u>令和6年9月1日</u> から実施いたします。		1 実施期日 本約款は、 <u>令和7年7月1日</u> から実施いたします。	
(新規追加)		<u>3 契約期間についての特別措置</u> <u>2024年7月1日以前から供給が継続している場合の契約期間は、7(契約期間)(2)にかかわらず、2025年7月1日を含む契約期間の始期から、解約により供給契約が消滅する日までといたします。</u>	
別表		別表	
7—手数料等 解約事務手数料		(削除)	
1 契約につき	3,300円00銭		